

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

㊤

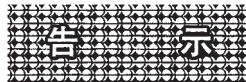
長野県山岳総合センターの指定管理者の指定を受けたいので、長野県山岳総合センター条例第7条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び団体の名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

スポーツ課



長野県告示第539号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成23年7月28日

長野県知事 阿部 守一

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|---------------------|-------------|-------------------|------------|------------------|
| エフビー介護サービス株式会社 | エフビー訪問介護うえだ | 上田市古里914-6 | 平成23年5月1日 | 居宅介護 重度訪問介護 |
| 有限会社ケアサービス・りんどう | ケアサービス・りんどう | 長野市篠ノ井塩崎91-1 | 平成23年5月1日 | 居宅介護 重度訪問介護 |
| 特定非営利活動法人未来の風 | 療育センター みらい | 松本市旭3-7-16 | 平成23年5月1日 | 児童デイサービス |
| 社会福祉法人親愛の里 | エコール親愛 | 下伊那郡松川町元大島5230番地9 | 平成23年5月1日 | 児童デイサービス |
| 社会福祉法人信濃の星 | のんびりほーむ | 長野市大字稲葉2320-1 | 平成23年5月1日 | 共同生活援助 共同生活介護 |
| 社会福祉法人育護会 | 浅間学園 短期入所 | 軽井沢町大字長倉3725 | 平成23年5月10日 | 短期入所 |
| 特定非営利活動法人野沢温泉の夢を結ぶ会 | 宅幼老所おら家 | 下高井郡野沢温泉村大字豊郷4399 | 平成23年6月1日 | 居宅介護 重度訪問介護 |
| 社会福祉法人明星会 | 明星学園 | 飯田市駄科2250 | 平成23年6月1日 | 短期入所 |
| 社会福祉法人明星会 | 第二明星学園 | 飯田市駄科2191-1 | 平成23年6月1日 | 短期入所 |

| | | | | |
|-----------------------|----------------|------------------|------------|--------------------|
| 社会福祉法人りんどう信濃会 | 穂高悠生寮 | 安曇野市穂高牧1840-2 | 平成23年6月1日 | 短期入所 |
| 特定非営利活動法人くれよん | マイホーム | 飯田市座光寺5153-13 | 平成23年6月15日 | 共同生活介護 |
| 社会福祉法人杏の郷 | 社会福祉法人杏の郷 | 千曲市大字倉科1048-1 | 平成23年7月1日 | 共同生活介護 |
| 特定非営利活動法人普通の暮らし研究所 | 岩井屋館 | 東御市田中37-3 | 平成23年7月1日 | 共同生活介護 |
| 特定非営利活動法人精神保健福祉会すざかの風 | しばみや荘 | 須坂市大字須坂1052-1 | 平成23年7月1日 | 共同生活介護 |
| 特定非営利活動法人ケ・セラ | ケ・セラ塾 | 松本市大字芳川小屋650番地29 | 平成23年5月1日 | 就労継続支援B型 |
| 株式会社あやめ | 株式会社あやめ | 諏訪市湖南1355-1 | 平成23年6月1日 | 就労継続支援A型 |
| 一般社団法人地の会 | アップ☆わ〜く | 上伊那郡南箕輪村5937-1 | 平成23年7月1日 | 就労移行支援 就労継続支援B型 |
| 社会福祉法人しあわせ | クロスロード上山田 | 千曲市大字上山田457-3 | 平成23年7月1日 | 就労継続支援B型 |
| 特定非営利活動法人普通の暮らし研究所 | 岩井屋こども館 | 東御市田中37-3 | 平成23年7月1日 | 児童デイサービス |
| 社会福祉法人アンサンブル会 | アンサンブル児童デイサービス | 伊那市西箕輪8083-3 | 平成23年7月1日 | 児童デイサービス |
| 特定非営利活動法人普通の暮らし研究所 | 岩井屋館B | 東御市田中37-3 | 平成23年7月1日 | 短期入所 |

障害者支援課

長野県告示第540号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害者支援施設の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成23年7月28日

長野県知事 阿部守一

| 設置者の名称 | 施設の名称 | 施設の所在地 | 指定した年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|---------------|--------------|---------------|-----------|------------------------------|
| 社会福祉法人明星会 | 明星学園 | 飯田市駄科2250 | 平成23年6月1日 | 生活介護 施設入所支援 |
| 社会福祉法人明星会 | 第二明星学園 | 飯田市駄科2191-1 | 平成23年6月1日 | 生活介護 施設入所支援 |
| 社会福祉法人りんどう信濃会 | 障害者支援施設穂高悠生寮 | 安曇野市穂高牧1840-2 | 平成23年6月1日 | 生活介護 自立訓練（生活訓練） 施設入所支援 |

障害者支援課

長野県告示第541号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

平成23年 7月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定を解除する区域の名称
八重場沢川、兎沢、湯王沢、原沢川及び長久保沢川（横川）
- 2 指定を解除する区域
岡谷市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第542号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成23年7月14日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成23年 7月28日

長野県知事 阿部 守一

| 売りさばき人の氏名（名称） | 住 所 | 売りさばき場所 |
|---------------|--------------|------------------------------|
| 長野森林組合鬼無里事業所 | 長野市鬼無里2552番地 | 長野市鬼無里2552番地 長野森林組合鬼無里事業所 |

会 計 課

長野県上田建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年8月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年 7月28日

長野県上田建設事務所長 山 浦 直 人

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 144号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|-----|-----------|------------------------|
| 上田市住吉字幅田110番の1地先から 上田市住吉字幅田131番の6地先まで | 旧 | m | km 10.0~17.0 0.3520 |
| 同 上 | 新 | 13.0~17.0 | 0.3520 |

道 路 管 理 課

長野県飯田建設事務所告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年8月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年 7月28日

長野県飯田建設事務所長 三 井 宏 人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 下条米川飯田線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------------------------|-----|----------|-----------------------|
| 飯田市千代1586番の5地先から 飯田市千代1566番の4地先まで | 旧 | m | km 4.8~11.0 0.1105 |
| 同 上 | 新 | 8.1~13.5 | 0.1105 |

道 路 管 理 課

長野県上田建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年8月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年 7月28日

長野県上田建設事務所長 山 浦 直 人

- 1 路 線 名 144号
- 2 供用を開始する区間
上田市住吉字幅田106番の3地先から
上田市住吉字幅田126番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年7月28日

道 路 管 理 課

長野県飯田建設事務所告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年8月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年 7月28日

長野県飯田建設事務所長 三 井 宏 人

- 1 路 線 名 下条米川飯田線
- 2 供用を開始する区間
飯田市千代1586番の5地先から
飯田市千代1566番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成 23年 7月28日

道路管理課

選告示第40号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成23年7月28日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「特別養護老人ホーム ふれあいの里 茅野市玉川4300-9」

を

「諏訪中央病院組合介護老人福祉施設 茅野市玉川4300番地9
ふれあいの里」

に改める。

選挙管理委員会

長野県人事委員会告示第1号

平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正します。

平成23年7月28日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

表の民間企業等職務経験者を対象とする長野県職員採用選考の項中

民間企業等職務経験者を対象とする長野県職員採用選考

を

社会人経験者を対象とする長野県職員採用選考試験

に、

「経験論文考査」を「教養考査」に改め、「身体検査及び」を削り、同表の看護経験者を対象とする長野県職員採用選考の項を削る。

人事委員会事務局



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成23年度長野県震度情報ネットワークシステム等保守点検業務

(2) 役務の特質

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成24年1月30日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁ほか

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年間に国又は地方公共団体から受注した種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理部消防課

電話 026 (235) 7183

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年8月10日(水) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年8月8日(月)午後3時